

令和3年12月20日発行

確定申告のお知らせ

年が明けると確定申告の時期になります。

節税のための熟考期間を頂きたいので、遅くとも **1月25日(火)** までに下記書類をご用意頂き、お預かりしたいと思います。

不足資料は後日でも結構ですので、1月中に一度、ご連絡もしくはご郵送下さいます様、宜しく願い申し上げます。

- 決算に関する資料【帳簿・領収書・不動産管理表等】
 - 譲渡に関する書類【契約書・領収書・購入時資料等】
 - 株式に関する書類【年間取引報告書・配当のお知らせ】
 - 源泉徴収票【給料・年金・配当等】（注1）
 - 保険金計算書【令和3年中に保険の解約や満期がある場合】
 - 保険料控除証明書【生命保険・地震保険・小規模共済 iDeCo 等】
 - 国民年金保険料控除証明書（注2）
 - 国民健康保険料・介護保険料等の本年中の支払額（メモでも可。）
 - 医療費領収書【後日保険からの補填があった場合はその金額がわかるもの】
（介護費用は、一部が控除対象になる場合もあります。）
- または、医療費通知書（健康保険組合等が発行する「医療のお知らせ」など）
（注3）
- 納付書（振替納税の手続きをされている方は税務署から郵送されません。）

※ 扶養親族の異動、住所変更等があった場合はその旨をお知らせ下さい。

（注1） 公的年金等源泉徴収票

1月中旬から下旬にかけて順次発送される予定です。万一紛失された方は再発行の手続きをお願いします。

（注2） 国民年金保険料を納付されている方へ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が令和3年10月25日から順次発送されています。

（注3） セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）はスイッチ OTC 医薬品の購入金額が1万2千円を超えると適用されますが、健康保険組合や市区町村等が実施する健康診査や勤務先の健康診断または予防接種（定期予防接種、インフルエンザワクチン）の領収書等「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類が必要です。

電子帳簿保存制度とスキャナ保存制度

「電子帳簿保存法」とは、国税関係帳簿書類の保存をこれまでの紙文書ではなく、電子データでの対応を認めた法律です。しかし、これまでは要件が多いこともあり、紙文書の電子化の本格導入に消極的な企業が大半でした。紙文書より電子データによる保存の方が遥かに容易ですが、多くの企業が導入に踏み込めなかった背景には、導入するうえでの足枷が多かったことが挙げられます。2022年1月施行の法改正では多くの企業が導入に踏み込めるように、要件が緩和されます。



【ポイント1：承認制度の廃止】

これまで「電磁的記録での保存」と「スキャナによる保存」をするためには、導入を希望する時期の3ヶ月前までに税務署長の事前承認を得る必要がありましたが、改正後は、事前承認制が廃止され、電子帳簿保存に係る工数を減らすことができます。

【ポイント2：タイムスタンプ要件の緩和】

電子的な時刻証明書であるタイムスタンプは、電子データが作成された日時を確定します。現行法では、タイムスタンプに関して「スキャナで読み取った場合、受領者が署名した上で3日以内にタイムスタンプを付与する必要がある」という要件がありました。改正後は、この要件が緩和され「受領者の署名が不要」かつ「タイムスタンプの付与期限が最長2ヶ月」となりました。

【ポイント3：適正事務処理要件の廃止】

改正前までは、内部統制（不正防止のため）の目的で、電子帳簿保存に関する社内規定の整備や2名以上での対応（チェック機能の強化）などの適正事務処理要件がありましたが、改正後は、この要件が廃止され、原紙保存の必要などもなくなります。

【ポイント4：検索要件の緩和】

これまで電子データを保存するシステムは、取引年月日、勘定科目、取引金額などの項目を検索条件として設定しなければならず、日付や金額については範囲指定も必要でした。改正後は、必須項目が年月日・金額・取引先の3つまでに削減されており、税務署の質問検査権に基づくダウンロード要請に対応できるようにしておけば、範囲指定についても不要となっています。

様々な緩和があった中で**注意点**もあり、現行の電子帳簿保存法では、電子取引の取引情報を紙で出力・保存することで電子データに代えることが可能でしたが、改正後は、PDFで受け取った請求書などを紙に印刷して保管することができなくなります。（※しかし先日、システム改修などが間に合わないなど多くの混乱が生じたため、**税務署長の容認があれば2年間の猶予期間が設けられることになると報じられました。**）

政府の動向が気になるころではありますが、今後もデジタル化社会への時代の流れに沿った対応をしていく必要があります。

年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ながら **2021年12月29日(水)～2022年1月4日(火)**の間

年末年始休業期間とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、宜しくお願い申し上げます。

